

7月10日(日)は 参議院議員通常選挙の投票日です

必ず投票に
行きましょう!!

投票所・投票時間は次のとおりです。
入場券が届きましたら記載されている投票場所・時間を必ずご確認ください。

投票区名	投票所名	投票所を開く時間	投票所を閉じる時間
第1投票区	標茶町役場	午前7時	午後8時
第2投票区	標茶町コンベンションホールういず		
第10投票区	磯分内酪農センター		午後7時
第6投票区	虹別酪農センター		
第16投票区	塘路住民センター		
第17投票区	阿歴内公民館		午後6時
第19投票区	茶安別農村環境改善センター		
第3投票区	栄コミュニティハウス		
第4投票区	多和コミュニティハウス		午後5時
第5投票区	弥栄国際交流館		
第7投票区	中虹別コミュニティハウス		
第8投票区	上虹別コミュニティハウス		
第9投票区	萩野コミュニティハウス		
第11投票区	上御卒別へき地保健福祉館		
第12投票区	中御卒別集落改善センター		
第13投票区	沼幌地区世代交流センター		
第14投票区	久著呂農村環境改善センター		
第15投票区	茅沼コミュニティハウス		
第18投票区	上茶安別構造改善センター		

期日前投票をご利用ください

期日前投票を利用すると、選挙期日前であっても、選挙日と同じように投票することができます。

一定の事由（例：レジャーや買い物・仕事・学校行事などの私用で投票日に投票区内にいないなど）に該当する方は期日前投票をすることができますので、ぜひご利用ください。



- 期間／7月9日(土)まで
- 時間／午前8時30分～午後8時
- 場所／役場1階会議室

■問い合わせ／標茶町選挙管理委員会（☎485-2111内線292）

投票所入場券の裏面見本

期日前投票の場 **期** **所** **間** **標茶町役場 1階会議室**
6月23日(木)～7月9日(土)
午前8時30分～午後8時

期日前投票をされる方は、あらかじめ以下の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に記入していただきますと、受付が早く済みます。

投票日当日に投票される方は、記入不要です。

期日前投票宣誓書(兼請求書)

私は、表面に記載の選挙当日、下記の事由に該当する見込みです。このことから以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

投票する日 平成28年 月 日
 (あて先) 標茶町選挙管理委員会委員長 様

氏名(自署)	フリガナ
生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
現住所	※表面に記載の住所と同じ場合は、記入不要です。
事由	該当する番号及び箇所を○で囲んでください。
	1号 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事・その他()
	2号 (1以外の理由で投票区の区域外へ) 外出・旅行・滞在
	3号 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難
	5号 標茶町以外に住所移転

(お問合わせ) 088-2312 川上郡標茶町川上4丁目2番地
 標茶町選挙管理委員会 (電話 485-2111)

参議院通常選挙 投票所入場券 が変わります

今回の選挙から投票所入場券(はがき)の様式が変わり、裏面に「期日前投票宣誓書」が印刷されます。

期日前投票をする場合、これまでは期日前投票所(役場1階会議室)で宣誓書に住所、氏名などを記入いただいております。今回の選挙からは、あらかじめ入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただくことで、期日前投票所での受付がスムーズになります。

入場券を持参されない方は、これまでどおり期日前投票所に用意してある宣誓書に記入の上投票してください。

なお、選挙当日に投票する場合、宣誓書に記入する必要はありません。

■問い合わせ/標茶町選挙管理委員会
 (☎485-2111内線292)

選挙権年齢が満18歳以上に 引き下げられました

昨年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。このことにより、満18歳以上(平成10年7月11日以前に生まれた方)であれば、高校生であっても選挙権を有する(有権者となり投票ができる)こととなります。

なお、実際に投票を行うためには、市町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿は、選挙人名簿登録の基準となる日(今回の参議院選挙の場合は6月21日)の時点で3カ月以上住民票が記録されている市町村で登録されます。

一票を投じることで、自分が持っている意見や願いを政治に反映させる貴重なチャンスです。初めての選挙は緊張して行きづらいかもかもしれませんが、家族や友達と一緒に参加しましょう。

